

松江市病児保育事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市において児童が病気の回復期又は回復期に至らない場合であって集団保育の困難な期間に、当該児童を一時的に保育する病児保育事業（以下「病児保育」という。）を実施することについて、病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第2条 病児保育は、市長が指定する施設（以下「実施施設」という。）の設置者又は管理者に委託して実施するものとする。

（対象児童）

第3条 この事業の対象となる児童は、病気の回復期又は回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学校3年生までの児童とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、小学校6年生まで対象となるものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象である児童
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けた児童
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた児童
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童
- (5) その他市長が特別な配慮を要すると認めた児童

（病児保育の実施日）

第4条 病児保育は、原則として次に掲げる日以外の日を実施するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日まで

（病児保育の実施時間）

第 5 条 病児保育の実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 土曜日 午前 8 時から午後 1 時まで

(利用登録)

第 6 条 病児保育を利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）は、事前に当該児童を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

2 実施施設は、前項の利用者登録がある児童について、病児保育を利用させることができる。

(利用制限)

第 7 条 病児保育を連続して利用する場合は、7 日を限度とする。

(利用料等)

第 8 条 実施施設は、利用者から病児保育に係る利用料（以下「利用料」という。）を徴収しなければならない。

2 利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 松江市民 1,600 円

(2) 松江市民以外 2,400 円

3 実施施設において徴収した利用料は、当該実施施設の収入とし、委託料に充当する。

4 実施施設は、利用者から利用料のほか食事代及びおやつ代の実費相当額を徴収することができる。

(利用料の免除)

第 9 条 市長は、利用者（松江市民に限る。）が病児保育の利用時点において次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料を免除する。この場合において、免除する利用料は、次条第 1 項の規定による申請があった日以降の利用料に限る。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者世帯

(2) 市町村民税非課税世帯（病児保育を利用する月の属する年度（病児保育を利用する月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯をいう。）

(利用料の免除申請等)

第 10 条 前条の規定により利用料の免除を受けようとする者は、病児保育利用料免除申請書（様式第 1 号）または電子情報処理組織（松江市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に

係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、利用料の免除を決定したときは、病児保育利用料免除決定通知書（様式第2号）により、当該申請を却下したときは、病児保育利用料免除申請却下通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 利用料の免除の決定を受けた者は、その理由が消滅したときは、当該理由が消滅した日から起算して15日以内に病児保育利用料免除辞退申出書（様式第4号）または電子情報処理組織を使用して市長に申し出なければならない。

（雑則）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。